

対馬労働基準監督署発表  
令和2年11月25日(水)

令和2年11月25日

【照会先】

対馬労働基準監督署

署 長 本田 邦浩

○ 監督・安全衛生課長 大石 康博

電話 0920-52-0234

## 最低賃金法違反容疑で書類送検

～所定支払日に賃金を支払わなかった疑い～

対馬労働基準監督署（署長 ほんだ くにひろ 本田 邦浩）は、本日、株式会社大長建設及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の容疑で、長崎地方検察庁厳原区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

株式会社大長建設は、労働者1名に対し、平成30年1月1日から令和元年8月31日までの間のうち、16か月分の定期賃金合計約156万円をそれぞれの所定支払日に支払わず、もって長崎県最低賃金以上の賃金を支払わなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 株式会社大長建設 だいながけんせつ

所在地：長崎県対馬市厳原町

事業内容：土木工事及び建築工事業

(2) 代表取締役A（男性、77歳）

### 2 違反条文

被疑者株式会社大長建設、被疑者Aともに、最低賃金法違反

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

注）賃金不払事件は、従来労働基準法第24条違反として送致してきたが、平成20年7月の最低賃金法改正により、同法4条の方が、罰則が重くなった（50万円以下の罰金（労働基準法第24条は30万円以下の罰金））ため、賃金を全く支払わない等支払賃金額が最低賃金額に満たない場合、最低賃金法違反として送致している。

### 3 事件の概要

株式会社大長建設は、対馬市内において土木工事及び建築工事業を主として行っ

ていましたが、工事受注の減少および受注単価の低下に伴い、売上が落ち込んだことにより、賃金の支払いが滞り、労働者1名に対し、平成30年1月から令和元年8月までの間のうち、16か月分の定期賃金合計約156万円を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

#### 4 その他

最低賃金額については、平成30年1月1日から平成30年10月5日までが1時間当たり737円、平成30年10月6日から令和元年8月31日までが1時間当たり762円となっています。

賃金不払事案について、長崎労働局管内の労働基準監督署において過去3年間（平成30年1月以降）で、5事業場（本件含む・公表分）を送検しています。

賃金は労働者及びその家族にとって欠くことのできない生活の糧であり、経営者はいかなる事情があろうとも賃金の支払いを確保しなければならない責務を負っているにもかかわらず、労働者の賃金を支払わず、その生活を脅かした責任は重大です。

対馬労働基準監督署は、今後も賃金不払等を発生させる事業主に対して、厳正なる態度で対処していく方針です。

(参考)

### 最低賃金法

(最低賃金の効力)

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項から第4項 略)

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。